

平成十六年五月二十六日提出
質問第一一二二号

政府が保有する個人情報の管理体制に関する質問主意書

提出者 島 聡

政府が保有する個人情報の管理体制に関する質問主意書

データベース化された個人情報が流出する事件が多発し、国民に広く不安が広がっている。過去の流出事件を検証すれば、個人情報が蓄積されたデータファイルの管理が杜撰であったことが流出の原因である事例が多い。行政機関は大量の個人情報データベースを保有しており、これらの管理が適切に行われることは個人の権利利益を保護する観点から非常に重要な問題である。すでに行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律などによって、個人情報の安全確保についての法整備がなされている。そこで、法律に基づき、実際に政府においてどのような個人情報データベースの管理がなされているか、具体的に質問する。行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律第八条の規定に基づき公示されている個人情報ファイルのうち、主務官庁である総務省が保有する個人情報ファイル全てについて、それぞれお示しいただきたい。

一 ファイルへのアクセスを許可する権限を現在持つ者は誰か。またアクセスを許可された者は現在何人か。

二 ファイルにアクセスできる権限を持つ者を認証するために、どのような方法を用いているか。

三 いつ、誰が、どれくらいの時間アクセスしたかという記録を保存しているか。保存しているとすればその期間はどれだけか。

四 アクセス権限を持つ者であっても、職務の執行以外でファイルにアクセスすることを防ぐために、どのような措置を講じているか。

五 ファイルの不正なコピーを防止するために、どのような措置を講じているか。

六 個人情報ファイルへの、外部からの不正アクセスを防ぐために、どのような措置を講じているか。

右質問する。